

公 表 第 1 1 号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成24年12月27日

| | |
|----------|---------|
| 久留米市監査委員 | 島 原 修 一 |
| 久留米市監査委員 | 大 脇 久 和 |
| 久留米市監査委員 | 田 中 多 門 |
| 久留米市監査委員 | 青 柳 雅 博 |

財務監査及び事務監査報告

第1 監査の対象及び期間

| 対象部局 | 対象課等の内訳 | 監査実施期間 | 指摘事項 件数 | 意見件数 |
|------|---|------------------------|------------|------|
| 教育部 | 教育委員会事務局 総務、施設整備課、学校教育課、学務課、 学校保健課、学校給食共同調理場、 人権・同和教育課、教育センター、 田主丸事務所、北野事務所、城島事務所、 三瀨事務所 教育機関 市立高等学校 南筑高等学校、久留米商業高等学校 市立小学校・中学校 荘島小学校、日吉小学校、篠山小学校、 山川小学校、高良内小学校、山本小学校、 明星中学校、高牟礼中学校 | 平成24年10月15日 ～11月30日 | 7 | 1 |

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成24年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、現金等取扱、旅費、賃金、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等を重点監査項目として実施するとともに、公正で能率的な行政執行の確保が社会的に求められる中、行政の組織、機能、事務処理の方法及び方法その他の行政運営全般についても、その経済性、効率性及び有効性の観点から監査対象として位置付けた。

第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督にも努められたい。

また、監査の結果に基づき、市政の総合的進展と明朗な市政の運営に資するため、地方公共団体の事務の原則である住民福祉の増進、最少の経費による最大の効果、組織及び運営の合理化等の観点から意見を付した事項についても、研究又は検討等を図り、必要かつ可能な場合には措置等の対応が講じられるよう望む。

指 摘 事 項

《事務監査》

〔審議会等事務〕

審議会の委員の交代に伴う、解嘱又は解任の手続きが行われていないものがある。

〔公印管理事務〕

学校長の公印が、第三者による補助金申請の申請者印として使用されているものがある。

《財務監査》

〔現金取扱事務〕

使用料や手数料の収納において、委任を受けていない職員が収納事務を行っているものがある。

〔旅費支給事務〕

目的地や距離の確認不足により、旅費の算定を誤ったものがある。

〔契約事務〕

本市暴力団排除条例の規定に基づく措置として、業務委託等の契約においては暴力団排除条項を記した誓約書の提出を求めることとなっているが、提出がないまま契約が締結されているものがある。

〔補助金等交付事務〕

学校で実施されている21生き生きスクール推進事業に係る交付金について、交付時期の関係から、交付金が交付されるまでの間の立替払いや、通帳や印鑑の同一人による管理といった不適切な取り扱いも見られるので、交付申請や交付決定の時期も含め、当該交付金の一連の事務について改善し、適切な運用が可能となるよう努められたい。

〔財産管理事務〕

学校の備品について、現存する数量の確認が、長期間行われていないものがある。

意 見

《事務監査》

財産管理事務の適正な執行については、これまでも、全庁的な改善を求めてきたところであるが、学校施設は、財産の取得や処分等の異動の頻度が高く、定例業務といえるにもかかわらず、異動報告の漏れや台帳整備の誤りが多数見られるので、その原因分析を的確に行い、財産の異動に関する一連の事務について、各職員が十分に理解し、実行できるよう、有効な方策を立てられたい。